

第50回千葉県学校薬剤師会総会報告（書面評決）

千葉県学校薬剤師会
会長 畑中範子

標記につきましては新型コロナウイルスによる感染症防止による書面評決をお願いしましたが、会員の過半数以上の賛成を得られました。これをもって総会議案が承認されたことを報告させていただきます。ご協力ありがとうございました。

「第50回千葉県学校薬剤師会総会 議案」

第1号議案 令和3年度事業報告

第2号議案 令和3年度収支計算書承認の件
監査報告

第3号議案 令和4年度事業計画案承認の件

第4号議案 令和4年度収支予算案承認の件

第1号2号3号4号は承認されました。

学校環境衛生基準の一部改正について（通知）

この度、「学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を改正する件（令和四年文部科学省告示第六十号。以下「本基準」という。）」が公布され、令和4年4月1日から施行されました。

本基準の概要及び留意事項等については下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解の上、本基準に基づき学校環境衛生検査を実施し、適切な学校環境衛生活動を行っていただくようお願いします。

記

1 改正の概要

(1) 温度の基準

温度の基準の下限を17℃から18℃に見直したこと。

(2) 一酸化炭素の基準

一酸化炭素の基準の上限を10ppmから6ppmに見直したこと。

2 改正の経緯

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和3年政令第347号)において、温度の基準の下限が17℃から18℃に見直されたこと、一酸化炭素の基準の上限が10ppmから6ppmに見直されたことを踏まえ、学校環境衛生基準における温度及び一酸化炭素の基準の改正を行った。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 改正に係る留意事項

この度、温度と一酸化炭素の基準が見直されたことから、令和4年4月1日以降に実施する定期検査では新たな基準を満たしているか確認すること。

なお、基準を満たさない場合は、学校薬剤師等の協力のもと、必要な措置を講ずること。

5 学校環境衛生活動に係る留意事項

(1) 学校の責務について

学校においては、学校保健安全法(昭和33年法律第56号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき、環境衛生検査に関する事項についても学校保健計画を策定し、実施すること。その際、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)の規定を踏まえ、学校薬剤師に相談すること。

また、各学校においては、法の趣旨や本基準の意義を踏まえ、学校の環境衛生の適切な維持、管理に努めるとともに、一層の充実を図ることが必要である。その上で校長は、法第6条第3項の規定に基づき、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく措置を講じ、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出ること。

(2) 学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、法第4条の規定に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられること。

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第6条第3項の申出を受けた場合は、法第6条第2項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。

(文部科学省. 4文科初第424号. 令和4年5月9日)

千葉県学校薬剤師会コーナー

令和4年度学校保健講習会及び薬物乱用防止教室講習会			
日 時	令和4年10月30日(日) 9:30～12:30		
開催方法	オンライン開催 (Zoom ウェビナー)		
<p>(9:30～11:00) ～学校保健講習会～</p> <p><講演>『正しく理解、学校における衛生害虫の生態と駆除』</p> <p style="padding-left: 20px;">講師：アース製薬株式会社 マーケティング総合企画本部 トレードマーケティング部 教育啓発推進課 首都圏営業統括部営業一部駐在 薬剤師 栗山茉莉子</p> <p>(11:00～12:30) ～薬物乱用防止教室講習会～</p> <p><講演>「ダメ。ゼッタイ。」ではダメ～いま必要とされている薬物乱用防止教室とは？</p> <p style="padding-left: 20px;">講師：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長 松本俊彦</p> <p>～質疑応答～</p>			
参加費	■千葉県学校薬剤師会 会員：無料		
申込方法	<p>① QRコードもしくは申込みサイトへアクセス</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <p>https://forms.gle/yQAoTwwQ6N3XscH49</p> </div> <p>②必要事項を入力し、送信する。</p> <p>③後日送信される会場 URL が記載されたメールより、参加する。</p> <p>FAXでの申し込みをご希望の方：1.氏名 2.担当校 3.メールアドレス 4.(PECS単位をご希望の方) 薬剤師名簿登録番号を記載の上、043-248-0646までお申し込み下さい。</p>		
取得単位	日本薬剤師研修センター 研修認定薬剤師制度 2単位(予定) (PECSによる交付)		
対象者	千葉県学校薬剤師会 会員	定員	500名
申込締切	令和4年10月14日(金)		
主催	千葉県学校薬剤師会		
問合せ先	千葉県学校薬剤師会 事務局 TEL:043-242-3801 FAX:043-248-0646		